

提出書類チェックリスト（宅地建物取引業者を介しない取引の場合）

		提出書類	確認内容	
低未利用土地等であることの確認	□ 1	低未利用土地等確認申請書【別記様式①-1】	○申請地が都市計画区域内かどうか ※市長印押印後、申請者に返却します。	
	□ 2	売買契約書の写し	○申請地の譲渡対価が土地の上にある建物等の対価を含めて 500 万円以下かどうか	
	□ 3	低未利用土地等の確認書類（以下のいずれか）		
		□ア	空家バンクへの登録確認書類	○空家バンクへの登録がされていること
		□イ	当該地の広告（宅地建物取引業者によるもの）	○現況更地・空き家・空き店舗である旨が記載されていること
		□ウ	電気、水道、ガスの使用中止日が確認できる書類（支払い証明書、料金請求書、領収書、通帳で最終の料金引き落としが確認できるものなど）	○電気・市道・ガスの使用中止日が売買契約よりも 1 ヶ月以上前であること
□エ	ア～ウの書類を提出できない場合は ・低未利用土地等の譲渡前の利用について【別記様式①-2】 ・2方向以上からの現況写真 ・位置図	○現況調査やヒアリングにより、低未利用土地等であることを確認 ※【別記様式①-2】は宅地建物取引業者が作成		
譲渡後の利用確認	□ 4	低未利用土地等の譲渡後の利用について【別記様式②-2】	○必要事項が全て記入されていること	
その他の確認	□ 5	申請地の登記事項証明書	○売買契約のあった年の 1 月 1 日時点で所有期間が 5 年を超えること	
	□ 6	委任状（代理人が提出・受取を行う場合）	※任意の様式で可	

●提出された書類は返却できませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーしてください。